

## 年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎ 76 - 2151 内線 222、223

### 国民年金保険料の案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による「納付」のご案内や「免除等の申請手続き」のご案内を民間事業者へ委託しています  
 ≪平成30年10月から≫

ご案内させていただく民間事業者  
 アイヴィジット  
 東洋紙業共同企業体  
 問い合わせ先 ☎0570-021-781  
 IP電話からは ☎03-3941-3162

### 振り込め詐欺にご注意を！

◎民間事業者は日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。

◎平成29年10月以降、民間事業者の訪問員による収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはありません。

### 年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を！

平成30年中に国民年金保険料を納付した方には日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られます。  
 国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税の社会保険料控除の対象となります。確定申告や年末調整の際には、「控除証明書」や領収書の添付が必要となりますので、大切に保管してください。

国民年金保険料を納付した期間	控除証明書が送られてくる時期
平成30年1月1日から9月30日までの間に納付された方	11月上旬
平成30年10月1日から12月31日までの間に今年初めて納付された方	平成31年2月上旬

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納めた場合は、その分も控除の対象となります。控除証明書と一緒に納付した保険料の領収書を添付してください。なお、世帯主または生計を同じくしている配偶者その他の親族の国民年金保険料を納めた場合は、納付した人がその保険料の控除を受けられます。

お問い合わせ先の名称 『ねんきん加入者ダイヤル』  
 ☎0570-003-004 (ナビダイヤル)  
 050から始まる電話でお掛けになる場合は☎03-6630-2525

◎受付期間≫ 平成30年11月1日(木)～平成31年3月15日(金)

◎受付時間≫ 月～金曜日 午前8時30分～午後7時  
 第2土曜日 午前9時～午後5時

・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

\*ナビダイヤルは、一般の固定電話からお掛けになる場合は全国どこでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からお掛けになる場合は通常の通話料金がかかります。

\*「03-6630-2525」の電話番号にお掛けになる場合は、通常の通話料金がかかります。

## 『個別的労使紛争あっせん制度』のご案内

北海道労働委員会では、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラスメントなど、労働者個人と使用者間で発生した労働問題に関するトラブルについて、その解決を支援する「あっせん」を行っています。

労働問題に精通した公益委員・労働者委員・使用者委員の三人一組が当事者から事情を聴き、公平中立な立場で問題点を整理して助言を行い、双方に歩み寄りによる解決を勧める紛争解決手段です。

申請は簡単・無料で秘密厳守のうえ、迅速に対応します。遠隔地には現地に出向き対応します。

- ◆ホームページ  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>
- ◆一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください。  
 フリーダイヤル ☎0120-81-6105  
 月～金曜日 17:00～20:00  
 土曜日 13:00～16:00(祝日・年末年始を除く)  
 ※社会保険労務士が対応します。
- ◆「あっせん」窓口(相談・申請)  
 北海道労働委員会事務局調整課  
 ☎011-204-5667(直通)  
 月～金曜日 8:45～17:30(祝日・年末年始を除く)

## ～後期高齢者医療制度のお知らせ～ 限度額適用・標準負担額減額認定証はお持ちですか

### ■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)について(色は水色です)

後期高齢者医療制度では、これから入院を予定している方、通院でも医療費が高額になりそうな方に減額認定証を発行しています。

対象となる方で減額認定証をお持ちでない方は、役場後期高齢者医療担当窓口でお手続きください(手続きに必要なもの:被保険者証、印鑑、マイナンバーカード)。自分が該当になるかわからない方は、事前にお電話ください。

該当になる方は『現役Ⅰ』『現役Ⅱ』『区分Ⅰ』『区分Ⅱ』の方です。

【月ごとの負担の上限額】平成30年8月から

区 分		自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	現役Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)※
	課税所得 380万円以上	現役Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)※
	課税所得 145万円以上	現役Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)※
一 般			18,000円 57,600円 (44,400円)※
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※ 多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合)

問い合わせ先 保健福祉課 後期高齢者医療担当 ☎76-2151(内線229)

## 11月9日は『119番の日』です

### 《119番通報のポイント》 「あわてず・落ち着いて・正確に」次の内容を通報して下さい。

- 通信指令室 — 119番通報を受理 消防署です。火事ですか? 救急ですか?
- 通報者 — 「火事(救急)です」。
- 通信指令室 — 美幌町ですか? 津別町ですか?
- 通報者 — 「津別町です」。
- 通信指令室 — 名前と住所を教えてください。
- 通報者 — 「消防太郎という家です」。「住所は、〇〇町〇番地です」。  
 ※隣の住宅名や近くの目標物をお聞きすることがあります。
- 通信指令室 — 何が燃えていますか? 誰がどうしましたか?
- 通報者 — 「家が燃えています」「交通事故でけが人がいます」など。
- 通信指令室 — 逃げ遅れた人はいませんか? けが人は何名で、けがはどの程度ですか?  
 分かりました。消防車(救急車)がすぐに出動します。  
 ※最後に通報者の氏名・電話番号をお聞きします。



◎119番通報を受理し、火事か救急か、発生場所、大まかな内容がわかればすぐに消防車(救急車)が出動します。出動後に必要な情報をお聞きしますので、「いいから早く来い!」と言ったり途中で電話を切ったりせず、通信指令員の質問に最後まで落ち着いてお答えください。ご理解、ご協力をお願いします。

◎119番を受理する装置には地図検索機能がありますので、火事・救急の通報は、消防署の一般加入電話番号ではなく「119番」にお掛け下さい。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189